

廃棄物海洋投入処分許可申請書

2019年12月12日

環境大臣 小泉 進次郎 殿

申請者

住所 北海道網走市新町2丁目6番1号

氏名 国土交通省 北海道開発局

網走開発建設部長 村上 昌仁



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項の規定により、船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：サロマ湖漁港（第2湖口地区）における特定漁港漁場整備事業に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 （詳細は別紙-1のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2020年4月1日～2025年3月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量15.8万m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2020年4月1日～2021年3月31日：体積量5.3万m ³ 2021年4月1日～2022年3月31日：体積量0m ³ 2022年4月1日～2023年3月31日：体積量0m ³ 2023年4月1日～2024年3月31日：体積量0m ³ 2024年4月1日～2025年3月31日：体積量10.5万m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の4点に囲まれた範囲内の海域。 [1]北緯44° 10' 11"、東経143° 55' 42" [2]北緯44° 9' 59"、東経143° 56' 37" [3]北緯44° 9' 42"、東経143° 56' 31" [4]北緯44° 9' 54"、東経143° 55' 35" （詳細は別紙-2のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。なお、船舶の航行中には排出しない。 （詳細は別紙-3のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考		
1 ※の欄は記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

